

4. ゆとりとうるおい空間創造の目標と整備水準の設定

(1) 空間創造の目標と整備水準

ゆとりとうるおい空間は、自然環境や生態系の豊かさ、美しい景観や歴史・文化の興隆、環境と調和した生産活動、安全で安心できる生活環境、教育や体験・学習のできる環境、活気あふれる地域活動などで形成されている。

そこで、ゆとりとうるおい空間の創造に向けて、環境配慮や住民参加に重点を置いた農業農村整備事業を推進することとし、山形県農業農村整備環境対策指針（平成10年度策定）とともに、これまでの取組実績を踏まえ、各事業地区において、目標とする地域の将来像とその実現に向けた整備水準を設定することとする。

これらの目標や整備水準の設定にあたっては、地域のビジョン、住民の意向、保全管理活動の持続性、実行可能性、経済性などを考慮することが必要である。

ゆとりとうるおい空間は、里山を含めた農村空間の環境や景観、集落周辺の佇まいや歴史的文化的資産、さらにはそこでの交流や様々な社会活動により形成されていきます。このため、農業基盤の整備や生活環境整備を通じて、ゆとりとうるおいある空間の創造を進めるためには、環境や景観、生活や文化、コミュニティのあり方等の側面から、目標とする地域の将来像について十分議論し、関係者の間で共有することが求められます。

①ゆとりとうるおいの水準を高めるために

農業農村整備の対象となった空間のゆとりとうるおいの水準を高めるためには、環境配慮や景観保全、歴史・文化の保全と振興、生活水準の向上やコミュニティの活性化を図ることが有効と思われれます。

<環境と景観>

豊かな生態系や美しい景観を有する農村空間は、大気、水、土、緑等の環境で構成されるため、良好な環境自体がゆとりとうるおい空間の重要な必要条件です。特に、水は自然環境や景観上最も重要な環境要素の一つであり、農業にとっても欠かせない要素となっているため、良好な水環境を維持保全していくことが重要です。

1) 水環境

農村地域の水環境は、河川や湧水などの水源から、ため池や農業用水路、集落内の掘割（堰）や排水路を経由して、再び河川へと繋がるネットワークを形成しています。

その中で水は、作物の生産に必要な農業用水や、消流雪、防火用水等の役割を果たす他、癒しや安らぎを与える快適な親水空間の主役として、洗い場や石積み水路等流れ下り、ゆとりとうるおいの源泉となっています。

これらの水環境を良好に維持保全していくためには、生活排水の分離や汚濁水の流入がない構造・路線の選定や、年間を通じた安定水量や流速の確保が望まれます。

2) 生態系

農村地域の二次的自然が創り出している生物多様性は、生物種を保存すること（＝遺伝資源の保全）に価値があるほか、農業生産環境や生活環境を良好に維持するためにも重要です。また、動植物の生息域が保全されていることや、希少な動植物の存在は、地域への愛着と誇りを増すものでもあります。

このため、貴重な生態系の改変は最小限にとどめるとともに、保全したい生物の生息域が失われる怖れがある場合には、積極的な対策に努めることが求められます。保全対策には、保全対象種を選定し保全エリアを設定するなど、ミティゲーション（環境保全）の5原則（回避・最小化・修正・軽減／消失・代償）に基づき取組方針を検討することが必要です。

具体的な方法としては、魚道の設置、植栽による移動経路の確保、石積による生息空間の確保、淵や代償保全池の設置による生息域の創出などが考えられます。

また、この他に、土水路や昔の植生等を復活させることで、魚や昆虫などが再生することも考えられます。



地域の生態系を守るため、イバラトミヨの保全池を設置
（野中地区）

3) 農村景観

地域の生活や営農活動によって維持管理されてきた農村景観は、地域の魅力、美しさを視覚的に表現しているもので、東洋のアルカディアと呼ばれる美しい田園風景は地域の貴重な財産です。

このため、山形県景観条例では、景観づくりを契機とした地域づくりやまちづくりを行う「景観回廊」や将来の世代に引き継いでいくべき良好な眺めとして「眺望景観資産」の指定等、県独自の取り組みを行っています。また、景観行政団体となっている市町村では、各々独自の景観計画を策定しています。農業農村整備の対象区域における景観形成にあたっては、これらの指定や規制と調整を図ることが必要です。

具体的な景観づくりにあたっては、景観の主役となる視対象を保存する以外にも、阻害要因を植栽等により除去・遮へいすること、構造物を修景・美化すること（形・色・素材の検討）などを検討する必要があります。

＜生活と文化＞

ゆとりとうるおい空間は、豊かで安心して仕事や日々の暮らしを送ることができるとともに、地域の貴重な歴史や文化が生まれ、それらが子どもに受け継がれる生活空間でなければなりません。

4) 歴史・文化

地域の文化や歴史は、農村の持つ魅力をさらに深め、個性を際立たせるものであり、世代を越えて保存し伝承していくべき社会的財産でもあります。

農業農村整備の取り組みにあたっては、歴史的建造物や石碑・祠・大木などの保存と活用に配慮し、周辺環境も含めて維持・保全していくことが重要です。また、地域慣行や行事・祭礼等の生活文化や伝統を伝承する場の保全にも配慮する必要があります。その際、地域住民主体のワークショップ等を開催して、地域資源に対する認識の共有を図り、共有意識を高めることが大切です。

5) 生産環境

農村地域の多くは、水田や畑等の農地であり、そこでは、年間を通じて生産活動が営まれる中で、季節ごとに美しい景観が形成されています。また、農業は、作物の選定や作付、水管理、農薬使用等の農作業、堰払い、敷き砂利や草刈り等の村普請など、農村の景観や環境に大きく影響を与えています。

農業農村整備事業では、農業と農村の持続的な発展に向けて、生産性向上の目的を果たしつつ、環境との調和に配慮した整備をバランス良く行う必要があります。

6) 生活環境

集落内の農業用水路や農道は、農業の生産基盤であることに加え、様々な地域用水の提供や利便性の向上等、生活基盤としての役割を果たし、住民のゆとりある暮らしに貢献しています。

これらの施設の整備にあたっては、農業生産基盤としての機能を確保しつつ、生活基盤としての役割に十分配慮する必要があります。

また、集会施設、農村公園、集落内道路などのコミュニティ施設の整備にあたっては、子どもや高齢者の安全・安心に配慮するとともに、障害者も利用できるようバリアフリー化を進めるなど、ゆとりある生活環境づくりを心がけることが必要です。

＜地域活動＞

ゆとりとうるおい空間の形成には、自然環境や生活の豊かさに加えて、住民間のふれ合いや社会活動を通じたコミュニティの形成が欠かせません。

7) 教育・体験学習

農村地域は、生活や農業生産の場としてだけでなく、動植物の生態系や地域の暮らし、文化や歴史に関する教育・体験学習の場として活用されています。

農業農村整備の取り組みにあたっては、自然環境や生態系の保全に努めるとともに、自然に

親しめる空間を設けることで、自然環境に関する学習や農業・農村に関する教育の場を提供することへの配慮が必要です。

8) 住民参加

ゆとりとうるおいのある農村社会は、住民による美観の保全や地域の文化活動、地域づくりの取り組みなどにより支えられています。

事業の実施にあたっては、これら地域活動との関わりが重要であり、ゆとりとうるおい空間創造の取り組みに住民の参加を促すことによって、住民活動の活性化や主体的取り組みを促進することも可能です。

事業における計画・実施の様々な局面で住民の参加を求め、事業に対する当事者意識の醸成と、整備した施設や空間の維持・活用に係る住民の主体的な活動の確保を図ることが必要です。

9) 環境保全型農業の推進

農薬の使用やチッ素肥料の過剰な施用等、農業には生態系や水環境に対して深刻な悪影響を与える一面もあります。このため、持続性の高い生産方式の導入や堆肥などの有機性資源の循環利用などにより、環境への負荷を極力抑えることが重要です。

山形県では「全県エコエリア構想」を展開し、環境保全型農業の推進と安全な農産物の生産に取り組んでおり、農業農村整備においても農家の環境保全に対する理解の促進に努め、環境と調和した農業の実践に結びつけていくことが望まれます。

上述のように、農業農村整備の対象となった地域において、環境、生態系、景観や文化資産の維持・保全と地域の社会的活動を推進することが、地域の魅力をより高め、ゆとりとうるおいのある農村空間の構築をもたらすものと思われまます。

なお、対象となる地域の広がりについては、集落内のため池や水路など単独集落が対象となる場合や、大規模な頭首工や基幹農道の整備等、市町村全体やそれ以上の広域が対象となる場合等、事業の種類や施設の規模などによって変化します。

②空間創造の目標と整備水準設定の考え方

ゆとりとうるおい空間の創造にあたっては、ワークショップ等の手法を活用し、地域の実態を適切に把握・分析し、地域のビジョンや特性を踏まえ、住民の協力や合意を得たうえで、目標とする地域の将来像を描くことが重要です。また、その実現に向けて空間整備を進めるために具体的な整備水準の設定が必要となります。これらの目標や整備水準の設定にあたっては、次の事項に留意することが重要です。

1) 地域のビジョン

ゆとりとうるおい空間の創造は、施設や空間の整備とその活用を通じて行われるものであり、住民の参加を得て取り組まれる地域づくり活動でもあります。そのため、目標とする地域像は山形県景観条例や山形県農林水産業振興計画等との整合を図りつつ、地域づくりやまちづくり

構想、地域水田農業ビジョン等を踏まえたものである必要があります。

また、事業実施区域内の環境配慮エリアや整備水準を決定するにあたっては、市町村が策定している田園環境整備マスタープランで設定されている「環境創造区域」や「環境配慮区域」のエリア及びその設定の考え方を基に、農家や土地改良区の意向に十分に配慮して決定する必要があります。

また、自然環境や景観は事業計画エリアと周辺を含む地域が連続して形成されていることから、計画エリア内にとどまらず、周辺地域との一体性、あるいは変化等を考慮するなど、広い視野を持って検討することが必要です。

2) 地域特性

農業農村整備の対象地域であっても、地理的条件や歴史的な背景などから、地域活動への取り組みには大きな違いが見られます。混住化の進行が著しい都市近郊の地域は環境や地域活動への関心が低かったり、過疎化・高齢化が著しい中山間地域では、地域活動に関心はあるもののそれを支える活力が不足したりしているのが現状です。

また、県内各地域にも各々景観的な特徴があります。例えば村山地域では、里山に広がる果樹地帯が季節毎に彩り豊かな景観を呈しています。また、庄内では、鳥海山や月山を背景に豊かな田園風景が広がります。最上では、雪が多く高床式の住宅が特徴的ですし、置賜にも散居集落やまほろばの里等、独特の農村風景が見られます。

これらのことから、整備水準についても、その地域に残されている自然環境や歴史的な資源、及び地域活動の状況等を十分勘案し、地域の実情に応じた設定を行う必要があります、画一的なものとならないよう配慮する必要があります。

3) 関係法令、指針の適用

生態系保全にあたっては、自然環境の保護等に関する各種法制度の対象となる動植物等については、事前に専門家や専門機関との連携を図りながら、所定の手続きを行うとともに、法令に準拠して整備水準を設定することが必要です。

また、景観形成にあたっては、景観法をはじめ県の景観条例や公共事業景観形成基準等を踏まえ、景観行政団体と連携して景観づくりを進めることが必要です。

なお、農業農村整備にあたっての基本的な環境配慮については、山形県農業農村整備環境対策指針を参考にすることが必要です。

4) 地域住民の意向

ゆとりとうるおい空間は、施設の整備によって生まれるものではなく、その後の維持管理や環境保全などの地域活動、あるいは農業生産の中で、農家や地域住民が主体的に取り組むことによって創られていくものです。そういった意味で、整備水準の設定においても、地域住民の意向を把握して、その意見の反映に努める必要があります。施設の整備が住民主体の活動につながるよう、常に対話を心がけ、利用計画などを勘案して整備水準を設定する必要があります。

生態系の保全や景観形成などの公益的な機能を維持向上させる整備であっても、住民の同意を得て実施することが重要です。



施設整備後の管理について話し合う
地元関係集落の協議会(天童地区)

5) 保全管理活動の持続性

集落内の水路や道路など、地域に密着した施設は、農家や地域住民により管理されるものであることから、管理のしやすい構造、規模となっていなければ良好に維持されません。

また、施設の保全管理活動が農家や住民主体により継続されることを想定して施設の整備水準の設定を行うことが必要です。

6) 県民の理解

ゆとりとうるおい空間の創造は、環境保全、景観形成などの公益的な取り組みであり、県民の共有財産を構築するものです。

また、農業農村整備事業は公費負担を伴うものであることから、地域住民はもちろん、広く一般県民から理解が得られる事業内容でなければなりません。

そのためには、ゆとりとうるおい空間がもたらす効果を地域外の住民も享受できるよう、配慮する必要があります。また、ゆとりとうるおい空間整備の効果を一般県民にも説明できるような整備水準でなければなりません。

7) 経済性と実行可能性

農業農村整備事業において、整備水準を設定するには、ゆとりとうるおい整備の効果や代替性等を十分に検討し、経済性に配慮する必要があります。

事業の実施にあたっては、必要な土地利用計画との調整や水利権の確保等の基本的要件をクリアすること、限られた予算や人員配置のもとで、事業期間の中で達成しなければならないという制約があります。施設の維持管理についても、地域住民にとって実施可能な内容であるかどうか総合的な判断をすることが必要です。

(2) 整備水準設定の事例

ゆとりとるおいの水準に関わる事項や目標設定の考え方にに基づき、以下に具体的な整備水準の設定案を例示する。

施設整備の規模・内容・種類・能力等は地区の状況、特性等に規定されるため、以下の例を参考に、対象となる施設及び工種に応じた整備水準を設定することとする。

①工種別

工種または 構造物等	整備水準設定案 ※具体例
ほ場整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系に配慮した施設の設置 <ul style="list-style-type: none"> ※ 希少動植物を保全するための保全池の設置 ※ 生息域の保全に配慮した構造・工法等 ※ ビオトープの設置 ・農村景観の形成、保存への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ※ 歴史的文化的財産や大木、屋敷林、防風林など既存の樹木や地域のランドマークとなっている構造物などの保存 ・水田や畑地の連続性への配慮及び広がりのある緑の空間形成 ・住民の生態系保全活動への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ※ 保全対象種の観察施設の設置
農道	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な法面における周辺景観や植生と調和した緑化 ・歩行者の安全への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ※見通しや道路形状の面で安全に歩行できる農道 ・景観に配慮した沿道植栽 ・残地における緑化等による修景 ・橋梁、トンネルなどの主要な構造物における周辺景観と調和した形状、意匠、色彩 ・必要に応じた生態系に配慮した施設の設置。 <ul style="list-style-type: none"> ※動物トンネル、橋、這い上げられる側溝等
頭首工	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系に配慮した構造 <ul style="list-style-type: none"> ※魚類の移動経路を確保するための魚道の設置 ・周辺景観と調和した構造、形態、意匠、素材 ・残地における緑化等による修景
ため池	<ul style="list-style-type: none"> ・親水空間の創出 ・生態系に配慮した施設の設置 <ul style="list-style-type: none"> ※動植物の生息域の保全に配慮した構造・工法等 ・周辺の景観と調和した構造、形状、意匠、素材、色彩

水路工	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系に配慮した構造 <ul style="list-style-type: none"> ※ 魚類の移動経路を確保するための魚道の設置 ※ 多様な生息環境を確保するための多様な水深の設定 ※ 生息環境を確保するための水草や構造 ※ 事業地区外との生態系ネットワークの連続性への配慮（外来種の侵入リスクにも十分配慮） ※ 水草の植生や底生生物の生息状況の、生態系保全の程度を示す指標への活用 ・景観への配慮及び親水空間の創出 <ul style="list-style-type: none"> ※ 利用者が容易に水の流れに触れられる対策の実施 ※ 水面や流れが周囲の景観に調和する施設配置 ※ 歴史的価値を持つ水路の往時の面影の保存 ・水質保全対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 汚濁水が混入しない対策の実施 ・集落内を通る水路における地域用水機能の発揮への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ※ 営農飲雑用水（野菜等の洗い水、家畜用水等）の機能の発揮 ※ 環境用水（景観、生態系や水質の保全と改善等）の機能の発揮 ※ 防火用水の機能の発揮 ※ 消流雪用水の機能の発揮 ・多面的機能に応じた通水量や流速への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ※ 渇水時の水配分調整の体制の構築
-----	--

②各工種共通

工種または 構造物等	整備水準設定案 ※具体例
法面	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した構造、形態 ・周辺の植生と調和した緑化
擁壁・ 防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した構造、形態、意匠、素材、色彩 ・地域のデザインコードの活用
標識・ サイン類	<ul style="list-style-type: none"> ・景観上で繁雑とならない情報の整理統合及びわかりやすさ ・地域のデザインコードの活用
照明施設	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した形態、意匠、素材、色彩
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観を形成している既存の樹木のできる限りの保存又は移植等による活用 ・自然の植生、周辺の樹木等との調和や地域の特性等への配慮
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した位置、構造、形態、緑化
展望広場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した修景
残地処理	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化等による修景
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・人間に優しい施設（特に高齢者、障害者等の安全性、快適性への配慮）
臨時措置	<ul style="list-style-type: none"> ・施工時に一時的に、環境が悪化することや生態系ネットワークが遮断される場合における臨時の保護措置や緊急避難措置

5. 取り組みの手法と進め方

(1) 取組手法

住民参加または住民主体の取り組みを促進させる有効な手法には、体験イベントの企画・開催による認識・理解の促進、ワークショップ（関心→参加→発見→理解→創造）の開催による地域住民の地域づくりへの意欲醸成、直営施工の実施による参加の促進などがあり、それぞれの取り組みの目的に応じた手法を選択して実践する。

<取組手法の具体例>

手 法	内 容
体験イベント等	<p>農業・農村が有する多面的機能への理解を深めるための体験イベント（施設めぐり等の見学・体験、生きもの調査、水質調査等）を開催します（集落や土地改良区等が開催するイベント等への参加を含む）。ほかに、土地改良施設の管理活動（清掃、草刈等）への参加の機会を提供することなどがあります。</p> <p>住民に直接体験をしてもらうことで、土地改良施設の働きに関する認識が深められ、集落共同意識が醸成されることが期待できます。</p> <p>特に、子どもが参加できるイベントであれば、すべての世代に理解が広がりやすいものと考えられます。</p> <p>【実施事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21世紀土地改良区創造運動への参加 ・ 田んぼの生きもの調査の実施 ・ 小中学校との連携
ワークショップ	<p>地域づくりを進める際の現状把握や課題解決を図る手法の一つとして、ワークショップがあります。これを、農業・農村が有する多面的機能への理解促進や、地域の意向を反映した事業計画の策定、整備手法の検討及び管理体制づくりに活用します。</p> <p>住民が自らの地域を考え話し合う場を設けることで、主体的に取り組もうという意識を醸成する効果が期待できます。</p> <p>地域づくりに向けた発展の5段階：関心→参加→発見→理解→創造</p> <p>【採用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した計画づくり ・ 住民参加による直営施工の実施 ・ 施設の管理計画づくり
直 営 施 工	<p>画一的な整備から弾力的な整備への転換として、平成14年度から「農家・地域住民等参加型直営施工」の制度化が図られました。農家、地域住民等で構成される団体が、事業の一部を直接施工できることになり、簡易な工事で採用されています。</p> <p>工事コストの縮減と地元負担の軽減が期待されるほか、直営施工の施設に愛着が生じることで、より積極的な維持管理がなされることが期待できます。</p> <p>【施工事例】 水路整備、植栽、木製柵設置、土壌改良など。</p>

<p>情報の発信等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信 住民組織や地域活動の活性化には、各種媒体を活用して積極的に組織や活動内容の広報を行うことが有効です。地域社会における認知度の向上や構成員の士気高揚に加え、PR活動を通じた参加者の拡大も期待できます。 ・ 人材育成 住民主体の活動には、リーダーとなる人材の育成が重要です。そのために、核となる人材について全国イベントに派遣することなどで研鑽を積んでもらうことも有効です。 ・ 表彰顕彰 地域づくりなどに関する各種表彰制度に推薦し、外部の評価を受けることは、住民活動の励みになり、活動の継続につながります。
---------------	--

また、このほかに、県が支援する取り組みとして、下記の手法が考えられます。

<p>グラウンドワーク</p>	<p>地域づくりや環境保全など共通の目的意識をもった活動の一つとしてグラウンドワークがあります。グラウンドワークは、住民、企業、行政の3者がパートナーシップを組み、自然環境や地域社会を整備・改善していく活動です。</p> <p>農業・農村が有する多面的機能に対する理解の促進が期待できます。</p> <p>【取組事例】</p> <p>寒河江市 グラウンドワーク二の堰（H10）など 地域用水環境整備事業及び地域用水機能増進事業「二の堰地区」を契機として取り組んでいる施設周辺の環境美化活動。</p>
<p>農地・水・環境 保全向上対策</p>	<p>平成19年度から「農地・水・環境保全向上対策」の取り組みにより、農業者だけではなく地域住民も参加した農業資源や農村環境を守る地域の共同活動が実施されています。</p> <p>【取組事例】</p> <p>農道や用水路沿線の環境整備、農道の補修（敷砂利）、用排水路の泥上げなど。</p>

< 取組事例 >



土地改良施設への理解を深めるための体験イベント
(クリーン作戦：山形五堰地区)



環境保全空間の整備内容を話し合うワークショップ
(蔵岡地区)



住民参加の維持管理活動につながる直営施工
(水路安全策設置と植栽作業：因幡堰地区)



農地・水・環境保全向上対策（農道の砂利補充・
不陸整正作業）

(2) 実践にあたっての留意事項

ゆとりとるおい空間創造の実践にあたっては、事業の各段階において、地域の実態、組織や計画の熟度に応じて、地域住民の関心や参加、主体的な取り組みなどを促進することが重要である。

調査・計画段階では、“きっかけ（関心・参加）”づくりを心がけ、事業実施段階においては、地域住民との連携を図りながら施設整備を進める。保全管理活動の段階においては、活動の継続と定着に向けて、主体となる人材の育成と組織体制づくりや活動のPRを行うことが重要である。

①調査・計画：事業や地域づくりに取り組むために

1) “きっかけ（関心・参加）”づくり

事業や計画づくりに住民の参画を促すためには、“きっかけ”づくりから取り組むよう心がけます。その手法として、地域の課題や将来像について語り合い、共通の認識を得るためのワークショップが有効であり、地域住民の理解を得ながら、積極的にその導入に取り組むことが重要です。

ワークショップには幅広い住民の参加が望まれますが、その目的により年代や職業、性別、農家非農家の別など、参加者の選定を工夫する必要もあります。また、参加者が特定の層や一定の意見を持つ人に偏らないように配慮することも重要です。そのためには、広報誌を使った事前のお知らせによる募集に加え、地域の多様な組織のリーダーから推薦や声掛けをしてもらい人選することも一つの方法です。

ワークショップの開催後には、その成果を参加者にフィードバックすることが、次回により多くの参加を得ることにつながります。

2) 多面的機能への理解の促進

環境配慮型の事業計画作成や、地域資源を活かした施設・空間づくりに取り組むには、環境や地域資源の価値を住民が理解していることが必要です。さらに、実施段階では、住民自らが、農業・農村が持つ多面的機能を有効に発揮させる活動に取り組むことが求められます。そのため、ワークショップ手法の活用などにより、地域の環境や農業の営み、伝統文化などの価値について、地域住民が共通の情報として再認識することが重要です。

特に、農家自らが農業や農村の持つ多面的機能について認識することが必要です。農家が行う生産活動そのものが大きく自然環境や生活環境に影響を及ぼすことから、生産性の向上と環境保全のバランスを保ちつつ、持続可能な環境保全型農業への取り組みを促す必要があります。

3) 維持管理を考えた計画の策定

環境配慮施設や住民が利用する施設は、住民主体で保全管理が行われることが多く、その管理体制を構築するためには、整備構想の段階や計画策定の段階から住民の参加を得ておくことが効果的です。また、計画段階において住民の参加を得ていると、事業実施段階での直営施工のスムーズな導入につながることもなります。

【ワークショップの留意事項】

－これまでの取り組みから－

*ワークショップの進め方

- ①老若男女、職業など目的に合わせて様々な人の参画により運営します。
- ②参加者を6～7人ぐらいの小グループに分けたほうが、提案が出やすく理解を深めることができます。
- ③何をどこまで求めるか（目的・目標）を設定し、参加者が体感できるプログラムを用意して開催します。
- ④プログラムの準備や進行は誰でもできますが、慣れるまでは経験者の力を借りながら実践を重ねることが必要です。

*ワークショップの心構え

- ①ワークショップでは、事業そのものへの理解を求めるものではなく、皆で集まって話し合い共通認識を持ってもらうことが大事です。
- ②ワークショップは、住民の意向把握、合意形成の一手法であって、そこですべてのことを決めるものではありません。
- ③ワークショップに参加するのは地域の一部の人だということを認識し、取り組みの状況や成果を常に広く発信することに留意すべきです。

②実施：施設の整備や地域活動の実践に移行するために

1) 関係機関との連携

生態系等の保全対策の検討・実施にあたっては、専門家の指導を受けることや、専門機関との連携をとることが重要です。保全対象が魚貝類の場合は、関係する漁業協同組合とも連絡を密にする必要があります。できるだけ、保護すべき動植物を漏れなく把握して、適切な対策を検討することが大切です。特に絶滅が危惧される種に関しては、生物や環境に関する専門的な知識と経験が要求されるため、環境科学研究センターなどの県研究機関との連携や、大学等の学識者に相談したりするなどして、慎重に対策を進める必要があります。

2) 地域住民との連携強化

住民参加を得て策定された事業計画を、地域住民と共に再確認し、実施設計や事業内容に反映していく必要があります。そのためには、実施設計や事業実施の段階においても住民参加に取り組むことを検討します。

3) 直営施工の導入

直営施工を導入することで、その施設に対する愛着が生まれ、管理への積極的参加が期待できます。そのため、直営施工が可能な施設については、導入に向けた住民間の話し合いを進め、実施方法等を検討します。

また、直営施工の実施にあたっては、現地に適応したものとするため、現場で参加者と協議し、施工内容を修正しながら進めることも重要です。

4) 施工にあたっての留意事項

希少種の保存・保護は生物の多様性の確保という面から十分な配慮が必要です。生態系の保全対策を行うに際しては、盗掘や乱獲防止の観点から希少種に関する情報は不用意に漏らさないようにする必要があります。

河川や水路における施工にあたっては、自然や生活環境への負荷を軽減するため、汚濁水の発生と地区外流出防止に努めるとともに、低振動・低騒音に配慮して作業にあたる必要があります。

③管理：整備された施設の継続した保全管理のために

1) 保全管理のための人材育成と体制づくり

保全管理活動の主体となる人材の育成と保全管理組織の体制づくりには、計画段階から取り組む必要があります。人材育成の面では、計画段階の早い時期から地域のリーダーとなる人材を発掘して、先進事例研修等を通じて育成していくことが効果的です。

住民主体の保全活動を継続させていくためには、しっかりした組織体制づくりが必要です。そのためには、住民参加の取り組みを、計画段階から実施段階、管理段階まで継続して実施しつつ組織体制づくりを進めることが重要です。

2) 保全管理活動のPRや啓蒙

住民主体の保全管理活動の状況を、県庁及び総合支庁等の広報媒体に積極的に掲載するとともに、管理組織自らがその活動をPR・広報できるように支援することが組織の活性化に有効です。また、優良な活動については各種表彰制度に推薦するなど、行政がフォローして関心を高めることで、活動のステップアップにつなげることが期待できます。



住民参加の直営施工（庄内町）

【段階別の留意事項】

調査・計画の段階

- “きっかけ”づくり
地域の課題や将来像について共通の認識を得るためにワークショップの手法を活用
- 多面的機能への理解の促進
農業の営みによって形作られた地域の環境や伝統文化など“地域のお宝”について再認識
- 維持管理を考えた計画の策定
住民主体の管理体制の構築、直営施工の導入に向け、整備構想の段階から住民参加を促進

事業実施の段階

- 関係機関との連携
生態系保全対策の検討のため、専門家や専門機関と連携
- 地域住民との連携強化
事業計画内容について地域住民と共通認識に立ち、実施設計に反映
- 直営施工の導入
施設に対する地域住民の愛着や管理への積極的参加のために導入を検討
- 施工にあたって
希少種の情報等の取扱に留意、汚濁水の発生防止・流出防止

管理の段階

- 保全管理のための人材育成と体制づくり
早い段階から人材を発掘・育成し、住民参加の取り組みを継続
- 保全管理活動のPRや啓蒙
広報媒体への掲載とPRの支援、各種表彰制度への推薦

ゆとりとうるおい空間の創造

(3) 関係法律・要綱・指針等

「ゆとりとうるおい空間創造」の取り組みにあたって、基本となる国、及び県関係の指針等には、以下のようなものがある。

①法令及び国関係の指針等

- ・ 土地改良法

(S24.6 制定)

昭和 24 年制定。農業農村整備事業を「適正かつ円滑に」実施することを目的として必要な事項を定めたもの。平成 13 年に、環境との調和への配慮をはじめ、地域の意向を踏まえた事業計画の策定、再評価に対応した手続等の整備を柱として改正された。

- ・ 食料・農業・農村基本法

(H11.7 制定)

平成 11 年制定。昭和 36 年に制定された「農業基本法」に代わる新たな基本法である。食料・農業・農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに必要な基本となる事項を定めたもの。「農業の持続的な発展」と「農村の振興」を強力に推進することを通じて、「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」を実現していくというもの。

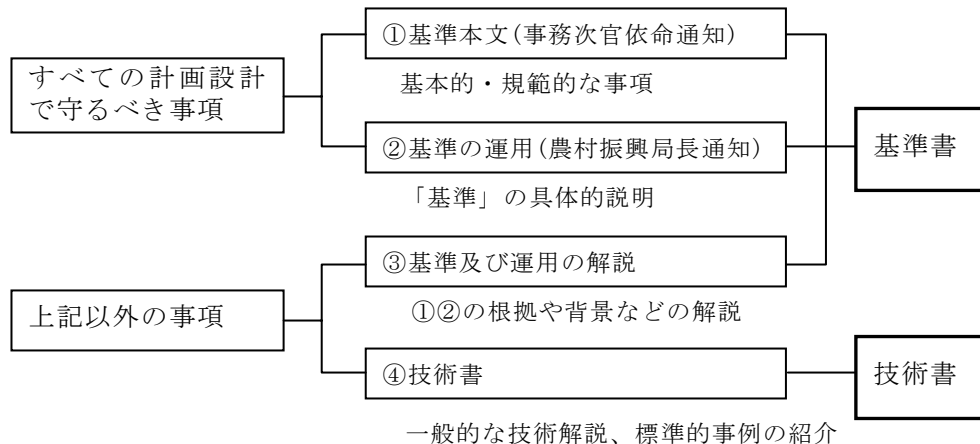
- ・ 食料・農業・農村基本計画

(H12.3)

食料・農業・農村基本法に掲げた基本理念や基本的方向を具体化するため、国が定める基本計画。10 年程度を見通して定め、5 年毎に見直すことになっている。現計画は、平成 17 年 3 月に策定された。

- ・ 土地改良事業計画設計基準

土地改良事業を適正かつ効率的に実施するため、適切な事業計画の作成に必要なとなる標準的な調査計画手法や技術的基礎諸元などを定めたもの。昭和 27 年頃から順次制定され、現在は対象工種ごとに「基準」「基準の運用」「基準及び運用の解説」「技術書」の 4 つに再編整備されている。



- ・農業農村整備事業における環境との調和の基本的考え方 (H14.1)

土地改良法の改正を踏まえ、「食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会企画小委員会」において、環境との調和への配慮の視点など基本的考え方をとりまとめたもの。

- ・環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱 (H14.2)

土地改良法の改正を踏まえ、今後の農業農村整備事業等の実施にあたっては、環境との調和に配慮しつつ効率的かつ効果的に事業を推進することが必要であるとの観点から制定された。

- ・農業農村整備事業における環境との調和の基本方針 (H14.3)

農業農村整備事業に関する環境との調和への配慮について、農林水産省としての基本的考え方を示すとともに、都道府県等国以外が事業主体となって実施する農業農村整備事業に関し、事業を推進する立場で農林水産省が望ましいと考える、環境との調和への配慮の観点での事業実施手続等の仕組みの概要を示したもの。

- ・環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き

(第1編)「基本的な考え方・水路整備」 (H14.2)

土地改良法の改正を踏まえ、「食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会技術小委員会」において作成された。国や地方公共団体等で実際に農業農村整備事業に携わる者を対象に、環境に係る調査、計画策定と設計に当たり、その内容が環境との調和に配慮したものとなるよう、基本的な考え方や仕組み、留意事項等を「手引き」としてとりまとめたもの。本編は基本的考え方と「水路整備」をとりまとめたもの。

- ・環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き

(第2編)「ため池、農道及び移入種」 (H15.3)

上記の「ため池、農道及び移入種」編

- ・環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き

(第3編)「ほ場整備(水田・畑)」 (H16.3)

上記の「ほ場整備(水田・畑)」編

- ・景観法 (H16.6 制定)

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念を示し、国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制などの所要の措置を講ずる、我が国で初めての景観についての総合的な法律。

- ・ 美の里づくりガイドライン (H16.8)

平成 15 年 9 月に農林水産省が策定・公表した「水とみどりの『美の里』プラン 21」を受けて、住民の自発的な美しい農山漁村づくりの実践活動を支援するために、その基本的な考え方と進め方について、専門的な知見を解説したガイドライン。

- ・ 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針
(農業農村整備事業における生態系配慮の技術指針) (H18.3)

生物の「生息・生育環境及び移動経路」の保全・形成に視点を置き、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」(第 1~3 編)によって取りまとめられた、調査から維持管理に至る各段階の環境配慮の考え方を踏まえ、水路整備やほ場整備等について工種横断的に環境配慮の考え方を整理しつつ、環境配慮の手法や工法をより具体化したもの。

- ・ 農業農村整備事業における景観配慮の手引き (H18.5)

農村景観の美しさの捉え方、農村での景観配慮対策の進め方など、農村景観を理解、保全、形成するための基本事項についての考えをまとめるとともに、農業農村整備事業の実施時に景観に配慮するための調査、計画、設計の考え方・手法を具体的に示したもの。「食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会技術小委員会」作成。

- ・ 農林水産省生物多様性戦略 (H19.7)

平成 4 年に地球サミットにおいて、「生物多様性条約」が採択され、これに基づき生物多様性国家戦略が策定されている。これに基づき、農林水産業において生物多様性保全を重視した施策を推進するため策定された。農林水産業における生物多様性に関する課題や施策を明らかにし、新たな施策を展開し、地域で行われている生物多様性保全の取組を再評価し、応援するなどにより総合的に生物多様性を推進するもの。

② 県条例及び県関係指針等

- ・ 山形県農業農村整備環境対策指針 (H10.2)

環境に対する国民意識の高まりや要請を背景に、国では環境基本法(H5)、環境基本計画(H6)などが制定された。本県では、環境基本条例等の制定に先立ち、環境の保全や生態系などに配慮して事業実施する場合の基本的指針を示した。

- ・ 山形県環境基本条例 (H11.3 制定)

環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された。

- ・山形県農業基本条例 (H13.10 制定)

活力ある豊かな農業県を目指していくための基本方針及びその実現を図るための基本となる事項を定めたもので、農業農村の振興が図られ、県民が農業の恩恵を享受できる施策を総合的かつ計画的に推進し、もって農業の持続的な発展の下で豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として制定された。

- ・山形県総合発展計画 (H18.3)

山形県の総合計画（計画期間 H18～H27）。新しい県づくりの目標を定めて、10年後の新しい山形の姿を描き、その実現を目指して展開する政策及び施策の方向を明らかにするものであり、県政を進めるうえでの基本指針となるもの。本計画に基づく新しい県づくりは、県民、企業、地域、行政など関係する主体が協働・連携し、一体となって進めるとしている。

- ・山形県農林水産業振興計画 (H18.3)

山形ならではの個性と多様性をもった農林水産業と農山漁村の特色を活かしながら、農業基本条例が目指す「活力ある豊かな農業県」を実現するため、概ね10年間の本県農林水産業と農山漁村が目指すべき方向と施策展開の方針等を明らかにしたもの。計画期間は、H18～H27(概ね10ヶ年)。

- ・山形県農業農村整備長期計画 (H18.3)

本県農業の持続的な発展と農村地域の振興を図るため、農業農村整備事業の施策展開の方針等を明らかにしたもの。

関連計画である「山形県農林水産業振興計画」の見直しに合わせ、平成17年度に前計画の見直しを行ったもの。計画期間は、H18～H27(概ね10ヶ年)。

- ・山形県新環境計画 (H18.3)

山形県環境基本条例第10条に基づき、「やまがた総合発展計画」と統一した方向性を持つ個別計画として、循環型社会の構築や脱温暖化社会の構築等、新たな環境課題に的確に対応し、効果的な対策を講じていくために、平成18年3月に策定された。県の環境保全に関する中長期的な目標、施策の大綱等を示したもの。

- ・山形県景観条例 (H19.12 制定)

景観法(H16)の制定に伴い、法規定に基づく景観計画の策定等について必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に関する施策を講ずることにより、良好な景観の将来の世代への継承並びに心豊かな県民生活及び多様な交流による活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として制定された。

- ・山形公共事業景観形成基準 (H20.7)

山形県景観条例第32条第1項に基づき、県が実施する土木その他の建設事業にかかる良好な景観の形成のために配慮する事項を定めたもの。

6. 取り組みの評価と改善

(1) 評価の視点

ゆとりとうるおい空間創造の取り組みについての評価は、原則としてすべての地区を対象に実施する。評価は、整備水準の達成状況や住民参加の実施内容、住民主体の保全管理の継続性等について行うものとする。

<整備水準について>

目標や整備水準は地域ビジョンや地域の特性、実行可能性などの観点から妥当なものであったか、具体的な取組内容は整備水準を達成するために適切なものであったか、取り組みの結果どのような効果を発揮しているか、目標は達成されているか、又は達成に向けてどこまで進んでいるのかなどについて、評価を行います。

例えば、生態系の保全に関する整備水準を定めた場合には、水利上の利便性、生態系の希少性を踏まえ水準が妥当であるか、施設や手法を明確に事業計画に盛り込めたか、その効果は整備水準達成に足りるかどうかなどを評価します。

特に、施設整備後はモニタリングを実施することなどにより、効果を把握することが必要です。その結果により取組内容を修正したり、新たな取り組みを検討するなど、以後の対策に反映することができますし、今後取り組む地区の計画等にも生かすことができます。

<住民参加について>

ゆとりとうるおい空間創造の取り組みは、住民参加を得て進めることとしており、参加の進め方について評価します。

農業農村整備の事業構想や計画策定への住民参加、事業実施に際しての協働・連携、管理段階における住民主体の維持保全活動などを評価していくものです。

住民参加を促進する手法の妥当性についても評価します。体験イベント、ワークショップ、直営施工などの手法を効果的に組み合わせているか、実施上の課題は何かなどの検証を行うものです。

<継続性について>

取り組みの継続性の観点から評価します。取り組みが維持されているか、維持するための工夫がなされているかについて評価します。また、住民が主体的な活動を継続するために、組織づくり・人づくりができているか、住民活動に対する効果的な誘導支援ができているかなどを評価します。

(2) 評価の進め方

評価は、「調査・計画」、「実施」、「管理」の各段階で実施する。

内部評価は、「計画審査会（農村計画課）」、「公共事業に係る事前評価（農林水産部）」、「各課検討・研修会」及び「（農村計画課）事例発表」の審査等を活用して実施する。

外部評価としては、ゆとりとうるおい空間整備推進委員会において、専門的見地からの評価を受ける。

<調査・計画段階>

「計画審査会（農村計画課）」及び「公共事業に係る事前評価（農林水産部）」に環境配慮計画を示し、事業計画と併せて計画内容や住民参加の手法等について審査及び評価を受けます。対象は、すべての新規事業計画地区とします。

また、すべての新規事業計画地区について、ゆとりとうるおい空間整備推進委員会に環境配慮計画を示し、専門的見地からの指導助言を受けます。委員会において、特に必要と認められた地区については、詳細説明を行います。

<実施段階及び管理段階>

「各課検討・研修会」や「（農村計画課）事例発表」等において、取組状況を報告発表して評価を受けます。

また、ゆとりとうるおい空間整備推進委員会で抽出した事業について、委員会に活動状況を報告して評価と指導助言を受けることとします。

事業完了後は、「公共事業事後評価」の中で、環境配慮施設・活動の効果について取りまとめを行い評価を受けることとなります。

これらの評価の手続きを進めながら、各地区の活動のまとめと反省を行い、今後の課題等を整理して以後の行動計画に反映していきます。

(3) 評価のフィードバック

評価の結果や取り組みで得られた教訓・課題等は発表・事例検討等により農業農村整備関係者間で共有し、当該地区はもちろんのこと、他の地区の計画に反映させるものとする。

さらに、活動の成果をインターネットや広報誌等を利用して情報発信し、広く一般からのフィードバックを求める。

<評価の反映>

評価の結果や得られた成果は以降の行動計画に反映するとともに、その他の地区の取り組みにも活かせるよう、取組内容の発表機会を設けるものとします。

<教訓の共有>

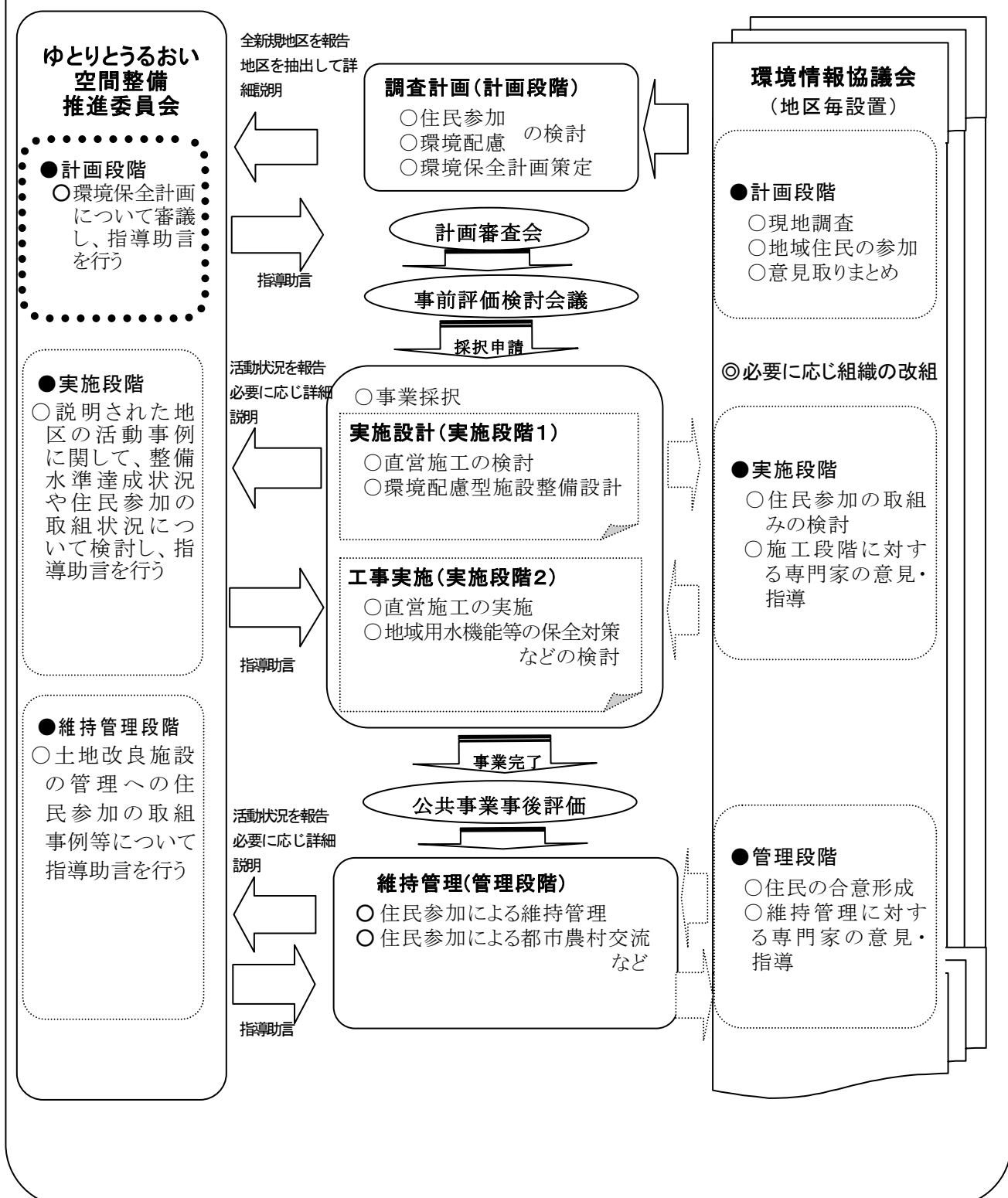
発表、事例検討等に参加することにより、取り組みで得られた経験、教訓、課題等を農業農村整備に携わる関係者の間で共有することが可能となり、ゆとりとうるおい空間創造の取り組みへの理解を深め知識を広げます。

<情報の発信>

発表された取り組みや外部評価を受けた取り組みについては、ゆとりとうるおい空間創造モデル事例として、農業農村整備事業関係者に紹介していきます。

そのほか、活動の成果は、インターネットを通じて、又は県や関係機関の広報誌等を利用して情報発信し、広く一般からのフィードバックを求めています。

ゆとりとうるおい空間創造と評価フロー



ゆとりとうるおい空間創造の指針 用語解説

環境保全型農業(P16,P30,P38)

環境保全型農業とは、環境にやさしく自然と共生する農業です。具体的には、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」のことをいいます。環境と調和のとれた持続的な農業生産を推進していくため、このような化学肥料・農薬の使用の低減等を行う持続的な農業の実践が推奨されています。(出典:「環境保全型農業の基本的考え方」(H6.4 農林水産省環境保全型農業推進本部)より)

また、このような環境保全型農業を実践する農家をエコファーマーとして県知事が認定しており、県内では平成20年9月現在9,648人のエコファーマーがいます(全国第4位の人数です)。エコファーマーの認定を受けるためには、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学農薬の使用の概ね2,3割低減を一体的に行う生産方式の導入計画を作成することが要件となっています。

山形県では重点施策として環境保全型農業の推進を図っており、「全県エコエリア構想」の展開の中でもその面的拡大とエコファーマー数の増加を推進しています。

水田・畑作経営所得安定対策(P21)

土地利用型農業(水田・畑作)で作付けする米、麦、大豆等の5品目を対象として、その担い手の経営と所得の安定を図る対策です。諸外国との生産条件の格差を是正するための直接支払を行うことと、販売収入の変動の影響を緩和する交付金を交付することが柱となっていて、平成19年度から導入されています。「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(担い手経営安定法)」より)

ストックマネジメント(P14)

もともと金融用語で、資産を管理・運用する際にその最適化や最大化を図る手法のことをいいますが、この概念や手法が社会基盤などのインフラ資産にも適用されるようになったものです。

農業農村整備においては、農業水利施設などを機能診断したうえで、それに基づいて機能保全対策を実施することを通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する技術体系や管理手法の総称として使われています。更新や維持管理に要する経費を平準化することもこの手法のねらいの一つです。(地域農業水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(H21.1.27 農林水産事務次官通知)より)

生物多様性(P17,P27,P44)

生物の間にみられる変異性を総合的に指すことばで、生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)、の三つのレベルの多様性により捉えられる。従って、生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。(出典:

環境基本計画用語解説)

「第三次生物多様性国家戦略」(H19.11)においては、「生物多様性」という言葉は「つながり」と「個性」と言い換えることができるとしています。「つながり」とは食物連鎖とか生態系のごつながりなど、生きものごつながりや世代を超えたいのちのごつながりであり、地域と地域、水のご循環をとおしたごつながりもあります。「個性」は個体それぞれが違ごことや地域に特有の自然があり地域に固有の風土を形成していることなどです。ごこうした「生物多様性」がごさまざまな恵みを通して地球上の「いのち」と「暮らし」を支えているとごしています。

全県エコエリア構想 (P21)

畜産たい肥等のご有機性資源を活用した土づくりを行ごいながら、化学肥料や化学合成農薬のご使用量を2,3割以上減らして、ご人の健康と環境保全に配慮した方法で農産物を生産することに県内すべてのご地域で取り組む構想で、山形県農林水産業振興計画に位置づけられています。

山形県では、ごこの構想を展開して、環境と調和した農業の実践と消費者に信頼される産地づくりを目指しています。(「山形県農林水産業振興計画」(H18.3)より)

多面的機能(P1、P16、P17、P18、P19、P20、P21、P34、P35、P36、P38)

日本の農業・農村は「食」を支えているだけでなく、国土・水資源・環境・文化・教育・福祉・健康など、現代社会のご様々な課題の解決に貢献する多面的な機能を持っています。

農業のご多面的機能とは、国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料やごその他の農産物を供給すること以外のご多面にわたる機能のことをいごいます。(参考:日本学術会議「地球環境・人間生活にかかごわる農村及び森林のご多面的な機能の評価について」(H13.11))

直営施工 (P35,39)

農業農村整備事業による工事の中で、簡易な工事で農家や住民の方から労働力のご提供を受けて施工するものです。山形県では、平成14年度以降延べ27地区で、植栽工事や広場へのご修景施設の設置工事などを実施しています。

農家・地域住民等のご参加(参加型)で実施が可能と考えられる作業について、農家・地域住民などのご参加要望に基づき、参加型で行う施工のことです。

直営施工のご効果として、工事コストの縮減と農家負担の軽減が図られ、併せて造成した施設に対する愛着心のご醸成と良好な維持管理が期待されます。(出典:「農業農村整備事業等における農家・地域住民参加型のご直営施工について」H14.3 生産局長・農村振興局長通知より)

田園環境整備マスタープラン(P16,P30)

地域の合意のもと市町村が作成している農村地域の環境保全に関する基本計画のことです。環境保全の基本方針や地域の整備計画等を定めるとともに、対象地域を「環境創造区域」(自然と共生する環境を創造する区域)または「環境配慮区域」(工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域)に区分することになっています。(出典:田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領(H14.2.14 農村振興局長・生産局長通知)より)

中長期的な地域環境のあり方や事業実施に際しての環境配慮の基本方針等を取りまとめたもので、事業計画策定のための調査、環境配慮対策の検討、地域の望ましい環境の姿等を検討する際には、これを踏まえるものとされています。

土地利用型作物(P12,P14,P16)

土地を広く利用して生産される水稻、麦、大豆、飼料作物等の作物のことです。

農村環境計画(P16)

都道府県知事が策定している農業農村整備環境対策指針に基づき、市町村が策定している環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想を言います。(出典:農村環境計画策定要綱(H13.5.8 農林水産事務次官依命通達))

農村環境保全指導員(P21)

農村における自然環境保全や伝統文化伝承などの活動を指導的な立場で実践する地域リーダーで、各市町村につき1名程度を県が委嘱しています。(「山形県農村環境保全指導員設置要綱」(H20.4)より)

ビオトープ(P2,P33)

ビオトープとは、「生き物が生息、生育していく空間」を言います。生息に必要な空間であって周辺地域と区別できるひとまとまりの空間を意味します。

1つの生物種の生息若しくは生物群集に必要な空間的なまとまり。生物の生息場所を示すハビタットと同義に使われることも多いが、一般に、生息空間をその性状、状態により分類する場合はビオトープを用いる。ビオトープの境界部分には群集構成種が漸次移行していくエコトーンが成立する。コリドーと呼ばれる生物の移動経路で生息空間を結び、ビオトープ・ネットワークと言う概念で計画的な生物相保全が図られている。また、景観的なまとまりに着目したものにエコトープがある。(出典:改訂5版農業土木標準用語辞典)

ミティゲーション(P28)

開発事業等の行為が環境に与える悪影響を緩和するための環境保全措置をいいます。行為を全

部又は一部行わないことにより影響を「回避」すること、影響を回避できない場合に行為の実施の程度又は内容を変更することにより影響を「低減」(「最小化」「修正」「影響の軽減／除去)」すること、そして回避・低減しても残る影響により失われる環境について同等の環境を創出することにより「代償」することまでを含むひろい概念です。

なお、①「回避」②「低減」③「代償」の対策優先順位については、アメリカにおいて自然的な湿地の総量と質を減じない「ノーネットロス(No Net Loss)」の考え方を実現するために確立された背景があります。(出典:「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」H18.3 食料・農業・農村政策審議会農村振興部会農業農村整備部会技術省委員会)

劣後の権利(水利権における)(P9)

環境用水の水利使用許可には、「既存の維持流量及び他の水利使用に支障を生じないこと」、「後発の水資源開発に対して影響を及ぼさないよう劣後条項を付すこと」という条件が付されることとなっており、環境用水は、農業用水、水道用水、工業用水、発電用水などに比べて優先度が低くなっています。(「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて(H18.3 国土交通省河川局水政課長・河川環境課長)より)

ロハス(P17)

ロハス(LOHAS)とは Lifestyles Of Health And Sustainability の略で、健康的な生活と地球環境の保護を重視するライフスタイルのことです。